

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（通達）の一部改正について

平成28年5月
経済産業省製品安全課

1. 概要

電気用品の技術上の基準を定める省令（平成25年経済産業省令第34号。以下「技術基準省令」という。）に定める技術的要件を満たすべき技術的内容を具体的に示したものとして、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（20130605商局第3号）を定め、この解釈の別表第十二において、国際規格等に準拠した規格として、技術基準省令に整合する公的規格を整合規格として示しているところ。

今般、迅速に最新の国際的な技術動向を反映させるため、既に採用済みのJISの最新版への見直し等を行う。

2. 改正の内容

(1) 改正方針

国際規格（IEC規格）に整合したJIS等の規格・基準を取り入れることで、より一層の国際整合化を図るよう現行規格を改正する。

(2) 改正する規格の数： 16規格

改正区分	基準数
① 採用済のJ規格を、新たに制定されたJISに置き換えるもの	1
② 採用済のJISを、より新しい版のIEC規格に整合したJISに置き換えるもの	12
③ 未採用のIEC規格に整合したJISを、新たに採用するもの	3

3. 今後のスケジュール

(1) パブリックコメント：6月中旬開始予定（30日間）

(2) 改正：8月上旬予定

(3) 施行：11月1日。ただし、施行から3年間は、なお置き換える前のJIS規格又は別紙によることができるものとする。

技術基準省令解釈通達(別表第十二)へ採用する整合規格(JIS)(案)

	整合確認書 ページ	改正基準番号	整合規格(JIS)	対応 IEC 規格	表題	現行基準番号	現行本文
1	1～10	J60127-1(H28)	JIS C 6575-1(2009) +追補 1(2013) +追補 2(2016)	IEC 60127-1 第2版(2006) Amd.1(2011) Amd.2(2015)	ミニチュアヒューズー 第1部：ミニチュアヒューズに関する用語及びミニチュアヒューズリンクに対する通則	J60127-1(H26)	JIS C 6575-1(2009) +追補 1(2013)
2	11～22	J60127-2(H28)	JIS C 6575-2(2016)	IEC 60127-2 第3版(2014)	ミニチュアヒューズー 第2部：管形ヒューズリンク	J60127-2(H26)	JIS C 6575-2(2005) +追補 1(2013)
3	23～32	J60127-3(H28)	JIS C 6575-3(2016)	IEC 60127-3 第3版(2015)	ミニチュアヒューズー 第3部：サブミニチュアヒューズリンク	J60127-3(H20)	JIS C 6575-3(2005)
4	33～42	J60127-4(H28)	JIS C 6575-4(2009) +追補 1(2016)	IEC 60127-4 第3版(2005) Amd.1(2008) Amd.2(2012)	ミニチュアヒューズー 第4部：UM ヒューズリンク (UMF) 並びにその他の端子挿入形及び表面実装形ヒューズリンク	J60127-4(H22)	JIS C 6575-4(2009)
5	43～52	J60127-7(H28)	JIS C 6575-7(2016)	IEC 60127-7 第2版(2015)	ミニチュアヒューズー 第7部：特殊用途ミニチュアヒューズリンク	—	—
6	53～66	J60335-2-26(H28)	JIS C 9335-2-26(2016)	IEC 60335-2-26 第4版(2002) Amd.1(2008)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性— 第2-26部：クロックの個別要求事項	J60335-2-26(H20)	JIS C 9335-2-26(2004)
7	67～80	J60335-2-36(H28)	JIS C 9335-2-36(2016)	IEC 60335-2-36 第5版(2002)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性— 第2-36部：業務用電気レンジ、オープン、こ んろ及びこんろ部の個別要求事項	J60335-2-36(H20)	JIS C 9335-2-36(2005)
8	81～96	J60335-2-37(H28)	JIS C 9335-2-37(2016)	IEC 60335-2-37 第5版(2002) Amd.1(2008) Amd.2(2011)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性— 第2-37部：業務用フライヤの個別要求事項	J60335-2-37(H20)	JIS C 9335-2-37(2005)
9	97～108	J60432-1(H28)	JIS C 7551-1(2015)	IEC 60432-1 第2.2版(2012)	白熱電球類の安全仕様—第1部：一般照明用 白熱電球	J60432-1(H14)	別紙 111
10	109～120	J60691(H28)	JIS C 6691(2009) +追補 1(2013) +追補 2(2016)	IEC 60691 第3版(2002) Amd.1(2006) Amd.2(2010)	温度ヒューズー要求事項及び適用の指針	J60691(H26)	JIS C 6691(2009) +追補 1(2013)

	整合確認書 ページ	改正基準番号	整合規格(JIS)	対応 IEC 規格	表題	現行基準番号	現行本文
11	121～138	J60884-1 (H28)	JIS C 8282-1(2010) +追加 1(2016)	IEC 60884-1 第3版(2002) Amd.1(2006)	家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー第1部：一般要求事項	J60884-1 (H23)	JIS C 8282-1(2010)
12	139～148	J60974-11(H28)	JIS C 9300-11(2015)	IEC 60974-11 第3版(2010)	アーク溶接装置ー第11部：溶接棒ホルダ	J60974-11(H22)	JIS C 9300-11(2008)
13	149～158	J60974-12(H28)	JIS C 9300-12(2014)	IEC 60974-12 第3版(2011)	アーク溶接装置ー第12部：溶接ケーブルジョイント	J60974-12(H22)	JIS C 9300-12(2008)
14	159～166	J60974-13(H28)	JIS C 9300-13(2014)	IEC 60974-13 第1版(2011)	アーク溶接装置ー第13部：溶接クランプ	—	—
15	167～180	J61347-2-12(H28)	JIS C 8147-2-12(2013)	IEC 61347-2-12 第1版(2005) Amd.1(2010)	ランプ制御装置ー 第2-12部：直流又は交流電源用放電灯電子安定器の個別要求事項（蛍光灯電子安定器を除く）	J61347-2-12(H21)	JIS C 8147-2-12(2008)
16	181～195	J62133(H28)	JIS C 8712(2015)	IEC 62133 第2版(2012)	ポータブル機器用二次電池（密閉型小型二次電池）の安全性	—	—

整合規格へ採用する JIS の概要

1 J60127-1 (H28)

- ・採用する JIS : JIS C 6575-1 (2009) + 追補 1 (2013) + 追補 2 (2016) ミニチュアヒューズ—第 1 部 : ミニチュアヒューズに関する用語及びミニチュアヒューズリンクに対する通則
- ・適用範囲 : この規格は、通常屋内において用いる電気機器、電子機器及びそれらの部品の保護を目的とする後続の部に規定するすべてのミニチュアヒューズに適用する通則及び試験について規定する。
- ・電気用品名 : 管形ヒューズ、その他の包装ヒューズ
- ・主な改正内容 : 適用範囲に、低圧配電システムの保護を目的としたヒューズ (JIS C 8269 規格群 (低電圧ヒューズ) を適用するもの) を含まないことを明確化する改正を行った。

2 J60127-2 (H28)

- ・採用する JIS : JIS C 6575-2 (2016) ミニチュアヒューズ—第 2 部 : 管形ヒューズリンク
- ・適用範囲 : この規格は、通常、屋内において用いる電気機器、電子機器及びそれらの部品を保護するための、管形ヒューズリンクについて規定する。
- ・電気用品名 : 管形ヒューズ
- ・主な改正内容 : 溶断種別記号を表示するための条件を明確化する等の改正を行った。

3 J60127-3 (H28)

- ・採用する JIS : JIS C 6575-3 (2016) ミニチュアヒューズ—第 3 部 : サブミニチュアヒューズリンク
- ・適用範囲 : この規格は、プリント回路に適合するように作られ、かつ、通常、屋内で用いる電気機器、電子機器及びそれらの部品を保護するためのサブミニチュアヒューズリンクについて規定する。
- ・電気用品名 : その他の包装ヒューズ
- ・主な改正内容 : スペースが狭いために表示が困難な場合の規定を追加する等の改正を行った。

4 J60127-4 (H28)

- ・採用する JIS : JIS C 6575-4 (2009) + 追補 1 (2016) ミニチュアヒューズ—第 4 部 : UM ヒューズリンク (UMF) 並びにその他の端子挿入形及び表面実装形ヒューズリンク
- ・適用範囲 : この規格は、プリント回路その他の基板に用い、かつ、通常屋内において用いる電気機器、電子機器及びそれらの部品を保護するための UM ヒューズリンク並びにその他の端子挿入形及び表面実装形ヒューズリンクについて規定する。
- ・電気用品名 : その他の包装ヒューズ
- ・主な改正内容 : はんだ槽の温度は、JIS C 60068-2-20 の表 1 に従って選択する旨追加するなどの改正を行った。

5 J60127-7 (H28)

- ・採用する JIS : JIS C 6575-7 (2016) ミニチュアヒューズ—第 7 部 : 特殊用途ミニチュアヒューズリンク
- ・適用範囲 : この規格は、特殊用途ミニチュアヒューズリンクについて規定する。
- ・電気用品名 : その他の包装ヒューズ
- ・主な改正内容 : 新設。

6 J60335-2-26 (H28)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-26 (2016) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-26 部 : クロックの個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、定格電圧が 250V 以下の電気式クロックの安全性について規定する。
- ・電気用品名 : 電気置時計、電気掛時計
- ・主な改正内容 : 対象範囲において、モータ式クロック及び親時計を対象とする等の改正を行った。

7 J60335-2-36 (H28)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-36 (2016) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-36 部 : 業務用電気レンジ、オーブン、こんろ及びこんろ部の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、家庭用を意図しない業務用の、調理用電気レンジ、オーブン、こんろ、こんろ部及び類似の機器で、定格電圧が 1 相と中性点との間に接続する単相機器の場合は 250V 以下、その他の機器の場合は 480V 以下のものの安全性について規定する。
- ・電気用品名 : 電気レンジ、電気天火、電気こんろ
- ・主な改正内容 : 水に対する耐性において、卓上で使用する機器は IPX3 以上、その他は IPX4 以上と規定する等の改正を行った。

8 J60335-2-37 (H28)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-37 (2016) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-37 部 : 業務用フライヤの個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、家庭用を意図しない業務用の、加圧タイプを含む電気フライヤ及びドーナツフライヤで、定格電圧が 1 相と中性点との間に接続する単相機器の場合は 250V 以下、その他の機器の場合は 480V 以下のものの安全性について規定する。
- ・電気用品名 : 電気フライヤー
- ・主な改正内容 : ドーナツフライヤの定義を追加する改正及び誤記等修正を行った。

9 J60432-1 (H28)

- ・採用する JIS : JIS C 7551-1 (2015) 白熱電球類の安全仕様—第 1 部 : 一般照明用白熱電球
- ・適用範囲 : この規格は、一般照明用白熱電球の安全性及び互換性について規定する。
- ・電気用品名 : 白熱電球
- ・主な改正内容 : 一般安全要求事項において、接続器への危害を及ぼさない、並びに、定格電圧 100V の場合、JIS C 7501 に規定する定格消費電力で表示する追記等の改正を行った。

10 J60691 (H28)

- ・採用する JIS : JIS C 6691 (2009) + 追補 1 (2013) + 追補 2 (2016) 温度ヒューズ—要求事項及び適用の指針
- ・適用範囲 : この規格は、通常屋内で使用する電気製品、電子機器及びその部品を異常状態での過度の温度から保護するためにこれらの機器及びその部品に組み込まれる温度ヒューズの要求事項並びに適用の指針を規定する。
- ・電気用品名 : 温度ヒューズ
- ・主な改正内容 : 製造業者が動作温度の中心値を指定する場合の識別表示を明確にする改正を行った。

11 J60884-1 (H28)

- ・採用する JIS : JIS C 8282-1 (2010) + 追補 1 (2016) 家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント—第 1 部 : 一般要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、家庭用及びこれに類する用途の交流専用プラグ及び固定形コンセント又は可搬形コンセントで、定格電圧が 50V を超え 440V 以下、定格電流が 32A 以下の接地極付き又は接地極なしで、屋内用又は屋外用のものについて規定する。
- ・電気用品名 : 配線器具 (接続器)
- ・主な改正内容 : 固定形コンセントにおいて、刃受への横方向の荷重試験に関し、JIS C 8303 の表 1 の図 A.9 の形状のコンセント (2 極接地極付差込接続器 : 'n') だけには適用する改正を行った。

12 J60974-11 (H28)

- ・採用する JIS : JIS C 9300-11 (2015) アーク溶接装置—第 11 部 : 溶接棒ホルダ
- ・適用範囲 : この規格は、直径 10mm 以下の溶接棒を用いる被覆アーク溶接の手溶接作業に使用する溶接棒ホルダの、性能要件及び安全要件について規定する。
- ・電気用品名 : アーク溶接機
- ・主な改正内容 : 高温物体に対する耐力試験の鋼線温度 (旧規定 300°C) を、250°Cへ変更等の改正を行った。

13 J60974-12 (H28)

- ・採用する JIS : JIS C 9300-12 (2014) アーク溶接装置—第 12 部 : 溶接ケーブルジョイント
- ・適用範囲 : この規格は、アーク溶接及び関連プロセスに用いる、道具なしで接続及び切り離しができるように設計した溶接ケーブルジョイントの性能要件及び安全要件について規定する。
- ・電気用品名 : アーク溶接機
- ・主な改正内容 : 高温物体に対する耐力試験の鋼線温度 (旧規定 300°C) を、250°Cへ変更等の改正を行った。

14 J60974-13 (H28)

- ・採用する JIS : JIS C 9300-13 (2014) アーク溶接装置—第 13 部 : 溶接クランプ
- ・適用範囲 : この規格は、溶接プロセスに用いる、母材に道具なしで電氣的接続ができるよう設計した溶接クランプの性能要件及び安全要件について規定する。
- ・電気用品名 : アーク溶接機
- ・主な改正内容 : 新設。

15 J61347-2-12 (H28)

- ・採用する JIS : JIS C 8147-2-12 (2013) ランプ制御装置—第 2-12 部 : 直流又は交流電源用放電灯電子安定器の個別要求事項 (蛍光灯電子安定器を除く)
- ・適用範囲 : この規格は、直流電源又は交流電源で動作する放電灯電子安定器の一般及び安全要求事項を規定する。
- ・電気用品名 : 放電灯用電子安定器
- ・主な改正内容 : イグニッション電圧の間欠発振に関する規定を追加する等の改正を行った。

16 J62133 (H28)

- ・採用する JIS : JIS C 8712 (2015) ポータブル機器用二次電池 (密閉型小型二次電池) の安全性
- ・適用範囲 : この規格は、ポータブル機器に使用するニッケル・カドミウム蓄電池、ニッケル・水素蓄電池及びリチウム二次電池の単電池及び組電池の、通常使用時及び予見可能な誤使用時における安全な作動の要求事項及び試験方法について規定する。
- ・電気用品名 : リチウムイオン蓄電池
- ・主な改正内容 : 新設。